

届けよう あなたの思い 国政に

参議院議員通常選挙



投票日 7月21日(日)

投票時間 午前7時～午後8時

あなたが政治の主役になる選挙です。棄権せずに投票しましょう。

なお、参議院議員通常選挙は、選挙区選出議員選挙と比例代表選出議員選挙の2票制です。

投票できる人

- 今回の選挙に用いる選挙人名簿は、平成25年7月3日現在の名簿です。
- ◇ 年齢 平成5年7月22日以前に生まれた人
 - ◇ 住所 平成25年4月3日までに住民票が作成された人または転入届をし、引き続き住民基本台帳に記録されている人
 - ◇ 市内転居した人 平成25年6月21日以降に市内で住所を移した人は、前の住所地の投票所で投票することになります。

期日前投票・不在者投票

- ない場合でも、期日前投票所でその旨を申し出ていたらと投票できます)。
- ①期間 7月5日(金)から7月20日(土)まで
- ②時間 午前8時30分から午後8時まで
- ③場所 1会議室(東玄関横)
市役所1階 13
選挙管理委員会事務局で
- ④不在者投票指定施設での投票
- 病院や老人ホームなどで、不在者投票施設として指定された施設に入院・入所している人は、その施設で不在者投票ができます。
- 選挙期日(7月21日)には選挙権を有することとなるが、選挙期日前には選挙権を有していない人(例えば選挙期日前には未だ19歳の人など)については、期日前投票をすることはできませんが、選挙管理委員会事務局(市役所4階)に設置する不在者投票記載所で不在者投票することができます。
- 3 他の市町村での不在者投票
- 出張、旅行などで投票日までの他の市町村に滞在する場合は、選挙管理委員会へ投票用紙を請求し、滞在地で投票することができます。
- ※不在者投票用紙等交付請求書は、市ホームページよりダウンロードできます。

- 1 期日前投票所での期日前投票
- 期日前投票をすることができる期間などは、つぎのとおりです。期日前投票をする際には、選挙通知書を持参して手続をしてください(選挙通知書が届いています)。
- なればなりません。
- なお、自ら投票の記載をすることができない人(法令で定める一定の障害の程度にある人に限る)は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た人(選挙権を有する人に限る)に、投票に関する代理記載をしてもらうことができます。

- 【天理市→「暮らし」の申請書ダウントロード】
→■選挙管理委員会事務局「不在者投票用紙等交付請求書」
- 2 の不在者投票
- 選挙期日(7月21日)には選挙権を有することとなるが、選挙期日前には選挙権を有していない人(例えば選挙期日前には未だ19歳の人など)については、期日前投票をすることはできませんが、選挙管理委員会事務局(市役所4階)に設置する不在者投票記載所で不在者投票することができます。
- 3 他の市町村での不在者投票
- 出張、旅行などで投票日までの他の市町村に滞在する場合は、選挙管理委員会へ投票用紙を請求し、滞在地で投票することができます。
- ※不在者投票用紙等交付請求書は、市ホームページよりダウンロードできます。
- 【天理市→「暮らし」の申請書ダウントロード】
→■選挙管理委員会事務局「不在者投票用紙等交付請求書」